

○国立大学法人お茶の水女子大学大学院第一種奨学金返還免除候補者及び
内定候補者評価基準

〔平成31年1月16日〕
学 長 決 裁

この基準は、大学院奨学金返還免除候補者選考委員会が独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年1月7日政令第2号）第8条第2項に規定する学内選考委員会において候補者として推薦すべき者を選考する際の、選考に係る学生の、大学院における教育研究活動等に関する業績及び大学院における専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績の評価基準に関し、必要な事項を定めるものであり、選考に当たっては、国立大学法人お茶の水女子大学大学院第一種奨学金返還免除候補者及び内定候補者選考規程第6条に定める本学が設定する具体的な評価対象について、この基準により総合的に評価して行なうものとする。

I. 申請者の評価について

第一種奨学金返還免除申請書及び第一種奨学金内定候補者申請書に基づき、下記の評定要素に着目しつつ、総合的な判断上次表によりいずれかの評点を付し、合計点で順位を決定する。

評点区分	評 価 基 準
A	免除に極めてふさわしい業績である。
B	「A」に準ずる業績である。
C	「B」よりもやや劣る業績である。
D	「C」よりも劣る業績である。
E	免除にふさわしくない業績である。

1. 研究成果

- ・ 学位論文その他の研究論文が特に優れていると評価できるか（*1）
- ・ 特定の課題についての研究成果が特に優れていると評価できるか
- ・ 特定の課題について今後顕著な成果が期待できるか
- ・ 著作物や発明等の研究成果が特に優れていると評価できるか

2. 講義・演習等の成果

- ・ 特に優れた専門的知識や研究能力を修得したと評価できるか

3. 研究教育活動の補助への貢献

- ・研究又は教育に係る補助業務の実績が顕著であるか

4. 発表会や競技会での成果

- ・芸術活動や競技会で顕著な実績を挙げたか

5. 社会貢献

- ・研究者の研究業績に関連するボランティア活動その他の社会貢献等が高く評価できるか

II. 合計点が同点の場合について

- ・評価の合計点が同点の場合には、委員会の議を経て委員長が決定する。

(*1)博士後期課程の学位論文その他の研究論文の業績については、独立行政法人日本学生支援機構が定める「博士課程の業績評価に関するガイドライン」に従い評価する。

附 則

この基準は、平成31年1月16日から施行する。